

(別紙2)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）新旧対照表

改正後		現行	
	障発第1206001号 平成18年12月6日		障発第1206001号 平成18年12月6日
一部改正	障発第0402002号 平成19年4月2日	一部改正	障発第0402002号 平成19年4月2日
一部改正	障発第0331019号 平成20年3月31日	一部改正	障発第0331019号 平成20年3月31日
一部改正	障発第0331032号 平成21年3月31日	一部改正	障発第0331032号 平成21年3月31日
一部改正	障発1007第3号 平成21年10月7日	一部改正	障発1007第3号 平成21年10月7日
一部改正	障発0601第4号 平成22年6月1日	一部改正	障発0601第4号 平成22年6月1日
一部改正	障発0928第1号 平成23年9月28日	一部改正	障発0928第1号 平成23年9月28日
一部改正	障発0330第5号 平成24年3月30日	一部改正	障発0330第5号 平成24年3月30日
一部改正	障発0329第16号 平成25年3月29日	一部改正	障発0329第16号 平成25年3月29日
一部改正	障発0930第1号 平成25年9月30日	一部改正	障発0930第1号 平成25年9月30日
一部改正	障発0331第51号 平成26年3月31日	一部改正	障発0331第51号 平成26年3月31日
一部改正	障発1001第1号 平成26年10月1日	一部改正	障発1001第1号 平成26年10月1日
一部改正	障発1226第4号	一部改正	障発1226第4号

改正後	現行
<p>平成 26 年 12 月 26 日 一部改正 障 発 0220 第 7 号 平成 27 年 2 月 20 日 一部改正 障 発 0331 第 21 号 平成 27 年 3 月 31 日 <u>一部改正</u> 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日 <u>最終改正</u> 障 発 0330 第 8 号 <u>平成 29 年 3 月 30 日</u></p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p>障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 30 条第 1 項第 2 号イ及び第 43 条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）につい</p>	<p>平成 26 年 12 月 26 日 一部改正 障 発 0220 第 7 号 平成 27 年 2 月 20 日 一部改正 障 発 0331 第 21 号 平成 27 年 3 月 31 日 <u>最終改正</u> 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p>障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 30 条第 1 項第 2 号イ及び第 43 条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）につい</p>

改正後	現行
<p>ては、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号をもって公布され、本年 10 月 1 日（指定共同生活介護事業所（平成 26 年 4 月 1 日からは指定共同生活援助事業所。）における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところ<u>ですが</u>、基準の趣旨及び内容は下記のとおり<u>です</u>ので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないように<u>お願いします</u>。</p> <p>なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403009 号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止<u>します</u>。</p>	<p>ては、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号をもって公布され、本年 10 月 1 日（指定共同生活介護事業所（平成 26 年 4 月 1 日からは指定共同生活援助事業所。）における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところ<u>であるが</u>、基準の趣旨及び内容は下記のとおり<u>である</u>ので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないように<u>されたい</u>。</p> <p>なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403009 号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止<u>する</u>。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>第一 基準の性格（略）</p> <p>第二 総論</p> <p>1 事業者指定の単位について</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 多機能型事業所について</p> <p>基準第 2 条第 16 号に規定する多機能型による事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行うものとする。なお、多機能型事業所に係る具体的な取扱いについては、<u>第十四</u>を参照されたい。</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第三～十（略）</p>	<p>第一 基準の性格（略）</p> <p>第二 総論</p> <p>1 事業者指定の単位について</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 多機能型事業所について</p> <p>基準第 2 条第 16 号に規定する多機能型による事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行うものとする。なお、多機能型事業所に係る具体的な取扱いについては、<u>第十五</u>を参照されたい。</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第三～十（略）</p>

改正後	現行
<p>第十一 就労継続支援A型</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 就労 (基準第 191 条)</u></p> <p><u>指定就労継続支援A型は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対し就労の機会を提供するとともに、その就労の知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を適切かつ効果的に行うものである。よって、利用者の希望や能力を踏まえずに、利用者全員の労働条件を一律に設定するのは、事業趣旨に反するものである。</u></p> <p><u>このため、指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の適性、障害特性等を踏まえ、利用者の希望に応じた労働時間や労働日数等での就労が可能となるよう、暫定支給決定期間におけるアセスメントや、就労継続支援A型計画（基準第 197 条に規定する就労継続支援A型計画をいう。以下同じ。）作成後の継続的なアセスメントやモニタリングを通じて適切な支援方法を検討し、就労継続支援A型計画の作成や変更を行った上で、就労の能力の向上を図るための必要な訓練や支援を行わなければならない。</u></p> <p><u>また、一般就労に必要な知識、能力を有するに至った利用者が一般就労を希望する場合には、継続的なアセスメントやモニタリングを通じた適切な支援方法を検討し、利用者の適性や障害特性等を踏まえ、利用者が一般就労への移行ができるように就労継続支援A型計画の変更を行い、一般就労に向けた必要な訓練や支援を行わなければならない。</u></p> <p><u>なお、就労継続支援A型計画の様式例については、「指定就労継続</u></p>	<p>第十一 就労継続支援A型</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱いについて</u>（平成29年3月30日障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「<u>指定基準の見直し等通知</u>」という。）を参考にされたい。</p> <p>(4) 賃金及び工賃（基準第192条）</p> <p><u>指定就労継続支援A型事業は、職業指導員や生活支援員等の指定就労継続支援A型事業所に配置すべき従業者による必要な支援を行いながら雇用契約の締結による就労機会を提供し、最低賃金の支払い等の労働基準法等労働関係法規を遵守しつつ、就労の機会を提供する障害福祉サービスである。この事業趣旨を踏まえれば、指定就労継続支援A型事業は、常に生産活動の向上や収入・支出の改善を図り、雇用契約によらない利用者がある場合には工賃の支払いも発生することも踏まえ、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</u></p> <p><u>なお、指定就労継続支援A型事業については、原則として余剰金は発生しないが、将来にわたって安定的に賃金を支給するため又は安定的かつ円滑に就労継続支援A型事業を継続するため、一定の条件の下に工賃変動積立金、設備等整備積立金を積み立てることができる。具体的な取扱いは「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を参照されたい。</u></p> <p><u>また、生産活動に必要な経費には、社会福祉法人会計基準、就労支</u></p>	<p>(3) 賃金及び工賃（基準第192条）</p>

改正後	現行
<p><u>援事業会計基準で就労支援事業販売原価や就労支援事業販管費といった費用として計上するものが含まれる。</u></p> <p><u>当該指定基準を満たさない場合には、指定就労継続支援A型事業所に経営改善計画書を提出させ、改善が見込まれない場合には、当該基準に違反するものとして、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消しや停止を検討すること。なお、具体的な取扱いは、「指定基準の見直し等通知」を参照すること。</u></p> <p>雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うこと。なお、最低賃金の減額の特例許可手続に関しては、「障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について」（平成18年10月2日障障発第1002001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。</p> <p>また、<u>雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、上記雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。</u></p> <p>さらに、雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならないこと。</p> <p>ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、都道府県知事の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。</p> <p>なお、都道府県、<u>指定都市又は中核市</u>は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。</p> <p><u>利用者に対する賃金及び工賃の支払いに当たっては、原則として自立支援給付を充ててはならない。ただし、激甚災害を受けた地域や経</u></p>	<p>雇用契約を締結している利用者については、契約上の賃金を支払うこと。なお、最低賃金の減額の特例許可手続に関しては、「障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について」（平成18年10月2日障障発第1002001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。</p> <p>また雇用契約によらない利用者に対する工賃の支払については、生産活動に係る事業の収入から、上記雇用契約を締結している者に対する賃金も含め、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。</p> <p>さらに、雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならないこと。</p> <p>ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、都道府県知事の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。</p> <p>なお、都道府県（<u>指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市。</u>）は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。</p>

改正後	現行
<p><u>済危機の場合であって厚生労働省が認める場合又は経営改善計画書を提出した指定就労継続支援A事業所の経営改善期間中は、この限りでない。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>運営規程（基準第196条の2）</u> <u>指定就労継続支援A型事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定就労継続支援A型の提供を確保するため、基準第196条の2第1号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定就労継続支援A型事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>利用定員（第4号）</u> <u>利用定員は、指定就労継続支援A型事業所において同時に指定就労継続支援A型の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の指定就労継続支援A型の単位が設置されている場合にあっては、当該指定就労継続支援A型の単位ごとに利用定員を定める必要があること。</u></p> <p>② <u>指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）</u>、 <u>賃金及び第192条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間（第6号）</u> <u>指定就労継続支援A型事業において実施する主な生産活動の内容、生産活動に係る労働時間又は作業時間を明記すること。また、生産活動により利用者に支払う賃金及び工賃の月給、日給又は時間給を明記すること。なお、労働時間及び賃金の月給、日給又は時間給は、就業規則と同様の記載とすることができる。</u></p> <p>③ <u>通常の事業の実施地域（第7号）</u> <u>通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整</u></p>	<p>(4)～(7) (略) (新設)</p>

改正後	現行
<p><u>等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。</u></p> <p><u>また、指定就労継続支援A型事業所へは利用者が自ら通うことを基本としているが、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な指定就労継続支援A型の利用が図られるよう、指定就労継続支援A型事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。</u></p> <p>(10) 準用（基準第197条）</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第86条から第88条まで、<u>第90条から第92条まで</u>、第159条及び第160条の規定は、就労継続支援A型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで（(3)の②を除く。）、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(5)から(7)まで、<u>(9)及び(10)並びに</u>第八の3の(1)及び(2)を参照されたい。この場合において第八の3の(2)の②の「二以上の生活支援員」とあるのは、「二以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時一人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時一人以上の常勤の職業指導員又は生活支援」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>②・③ （略）</p> <p>第十二～第十五 （略）</p> <p>別表1～7 （略）</p>	<p>(8) 準用（基準第197条）</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第86条から第92条まで、第159条及び第160条の規定は、就労継続支援A型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで（(3)の②を除く。）、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(5)から<u>(10)まで</u>並びに第八の3の(1)及び(2)を参照されたい。この場合において第八の3の(2)の②の「二以上の生活支援員」とあるのは、「二以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時一人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時一人以上の常勤の職業指導員又は生活支援」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>②・③ （略）</p> <p>第十二～第十五 （略）</p> <p>別表1～7 （略）</p>